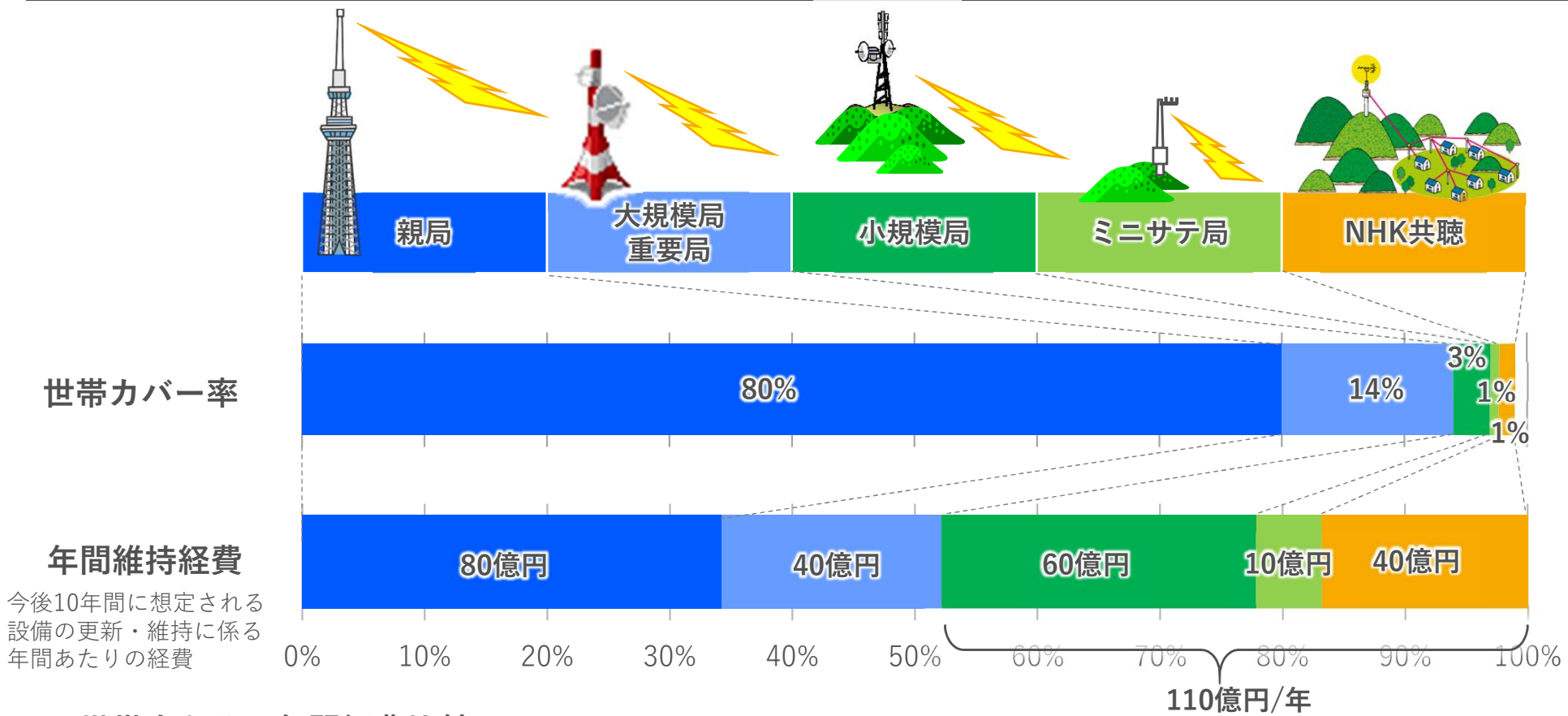


地上テレビジョン放送を行う基幹放送局 のコスト等に関するこれまでの資料

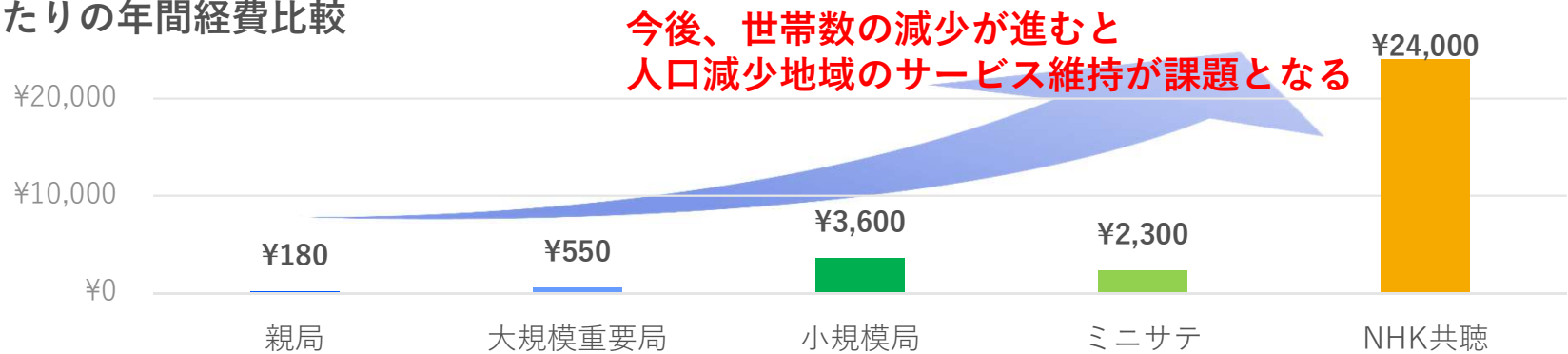
デジタル時代における放送制度の
在り方に関する検討会事務局

令和4年4月15日

地上テレビジョン放送の送信にかかる経費



世帯当たりの年間経費比較



NHK受信料 地上契約月額1,225円 (年14,700円) ※口座・クレジット2か月払

(三友座長)

1) 説明資料p.48をみると、地上テレビ中継局の大きさ毎の年間維持費がわかります。非常に有益な情報をいただいたと感謝いたします。これらの費用をすべて足すと230億円となります。他方で、御社の「令和2年度決算概要」

(P.10) および「令和3年度収支予算と事業計画の説明資料」(p.21)では、事業支出のうち伝送部門にかかる経費は、2020年度を例にとると、予算で391.7億円、決算で385億円、2021年予算では398.0億円となっています。本p.48でお示しいただいた総額と、決算あるいは予算で示されている金額とは160-70億円の差があります。いただいた資料の客観性を確認するために、この差の内訳(おそらくは、衛星やラジオなどが含まれているとは思いますが)、および中継局ごとの積算の根拠となるデータをご教示いただけませんかでしょうか。

(答)

毎年度の「決算概要」や「収支予算と事業計画の説明資料」でお示ししている「事業支出のうち伝送部門に係る経費」は、支出全体に占める伝送コストの割合の目安をお示しするために、次の費用の合計額をお示しているものです。

- 物件費(2021年度予算で209億円) : 放送所施設・共同受信施設の補修・維持運用経費(地上テレビジョンおよびラジオ放送関係136億円)、国際放送関係経費(テレビジョンおよびラジオ、22億円)、放送衛星に係る経費(16億円)、電波利用料(22億円)等
- 人件費(2021年度予算で19億円) : 伝送部門に係る職員人件費
- 減価償却費(2021年度予算で169億円) : 伝送部門に係る設備の減価償却費

一方、説明資料p.48の「年間維持経費」は、今回、地上テレビジョン放送の送信設備に係る費用についてご説明するために、毎年度の維持・保守・運用に係る物件費(事業費)と、今後10年間に想定される設備更新の費用を10で割った年間あたりの費用(設備更新費)を合算して算出した推計値です。放送ネットワークの最適化についての議論の参考としていただくために、目安となる数字としてお示しました。

中継局の区分ごとの推計値の内訳は、次表のとおりです。

	事業費	設備更新費	合計
親局	40億円	40億円	80億円
大規模・重要局	20億円	20億円	40億円
小規模局	20億円	40億円	60億円
ミニサテ局	5億円	5億円	10億円
NHK共聴	20億円	20億円	40億円

この「年間維持経費」は、「事業支出のうち伝送部門に係る経費」のうち地上デジタル放送に係る物件費を抜き出し、設備更新費の推計値を加えたものです。

(三友座長)

NHK様からは、説明資料p. 48で、中継局規模ごとの年間維持費用が示されております。貴連盟の説明資料p. 4をみると、中継局の局数はわかるものの、どのくらいの費用がかかっているのかは不明です。中継局の大きさ毎に、どのくらいの費用がかかっているのか教えていただくことは可能でしょうか。

(答)

全国1社のNHKとは事情が異なり、地上民放テレビ127社がそれぞれの基準で年間維持経費を支出しているため、それを横断的に把握・分析したデータは残念ながら手元にはございません。また地域ごとに送信業務の事情が異なるため、経費は一律には論じられないものと思います。

全国の民放テレビの送信局数は概ねNHKの2倍弱と申しあげましたが、NHKの年間維持経費をもとに、民放の局数を外挿して、地上テレビ全体の年間維持経費を推定することはできません。過去の事例からすると、民放はNHKよりも経済合理性を重視して投資額を抑えるよう努力しますし、運用や維持・管理にかかる要員や体制もNHKの方が充実しているものと思います。したがって、仮にNHKと同じ送信局数を整備し維持するとすれば、民放の方が低い数字になるのが一般的だと思います。

NHKが説明した年間維持経費の詳細を承知しておりませんので、今後の検討のため、算定根拠などについて情報提供いただけると幸いです。

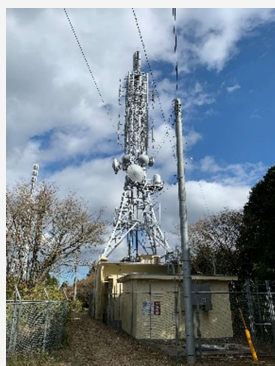
地上テレビジョン放送のネットワーク

親局：51局



- 各都道府県の中心部をカバー
- 放送ネットワークの起点
- 世帯数：数十万～数百万世帯

大規模・重要局：483局



- 各都道府県の主要都市をカバー
- 放送ネットワークの重要な中継点
- 世帯数：数万世帯

小規模中継局：1,122局



- 各都道府県の小規模な都市をカバー
- 世帯数：1万世帯以下

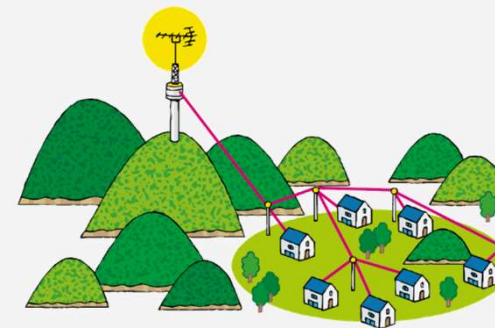
ミニサテ局：558局



- 親局や大規模局などの電波が遮蔽されている、山間部などの小さな集落をカバー
- 世帯数：数十～数百世帯

辺地共聴

(NHK共聴・自主共聴)



- 辺地共聴は、親局や大規模局などの電波が届かない、山間部などの小さな集落に設置された共同受信施設
- 世帯が散在しているなど、電波では効率的にカバーできない場合に、各戸に有線で放送を届けている

NHK共聴

- NHKとNHK共聴組合が共同で設置・運用している施設
- 約5,300施設（約32万世帯）

自主共聴

- 地元視聴者が独自に設置・運用している施設

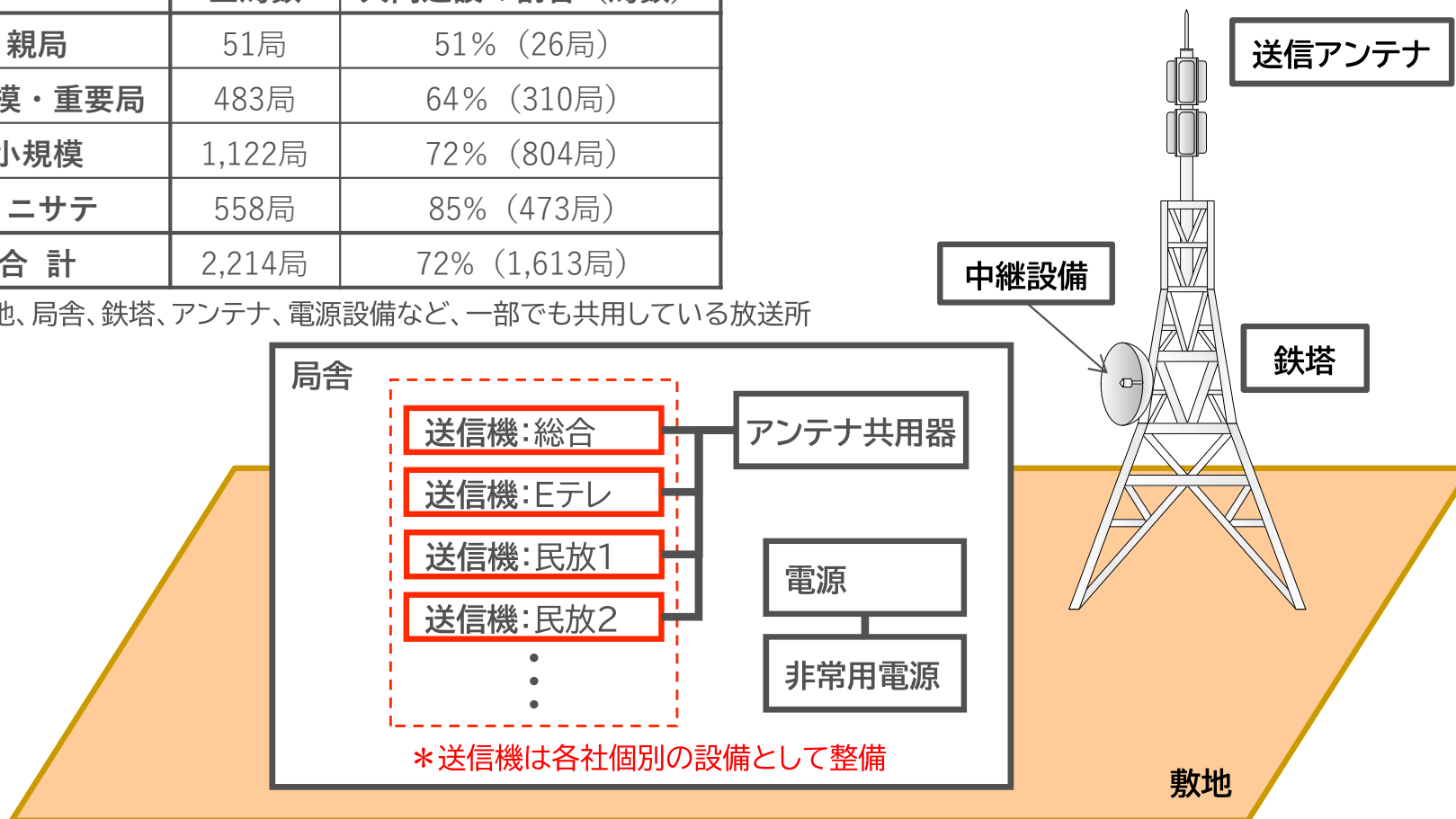
局数は、いずれもNHK総合テレビジョンの局数

NHK・民放の設備共用の現状

- 地上デジタル放送のネットワークは、NHKと民放と連携して、可能な限り設備を共用(共同建設)するなど、効率的に整備を進めた。
- 共同建設を実施している中継局においては、中継局毎にNHKと民放との間で運用協定を締結し、費用負担やメンテナンスについて規定し設備を維持している。

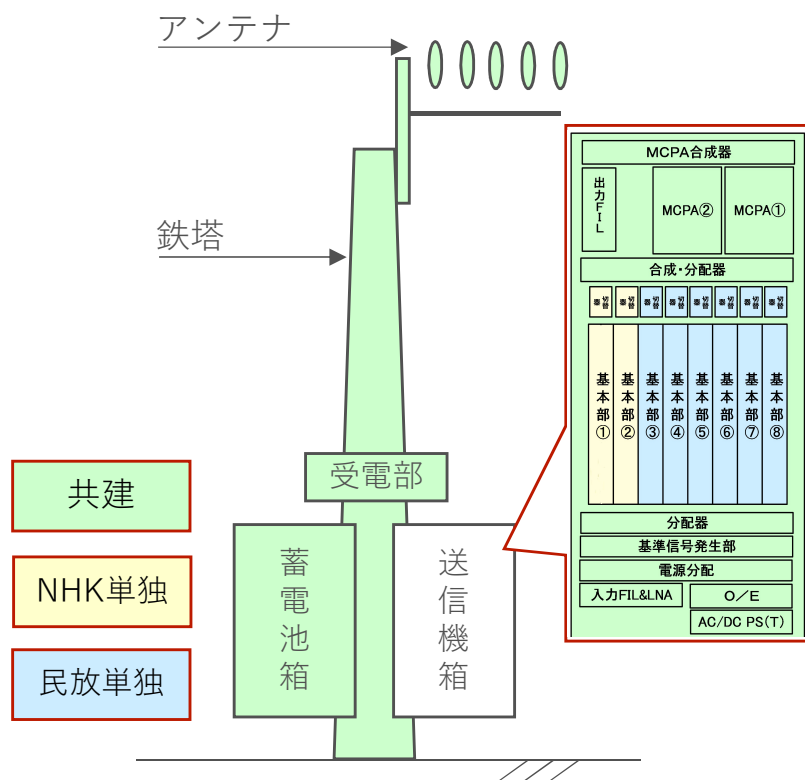
	全局数	共同建設の割合(局数)
親局	51局	51%(26局)
大規模・重要局	483局	64%(310局)
小規模	1,122局	72%(804局)
ミニサテ	558局	85%(473局)
合計	2,214局	72%(1,613局)

※ 敷地、局舎、鉄塔、アンテナ、電源設備など、一部でも共用している放送所



*送信機は各社個別の設備として整備

ミニサテの現状と設備維持の課題



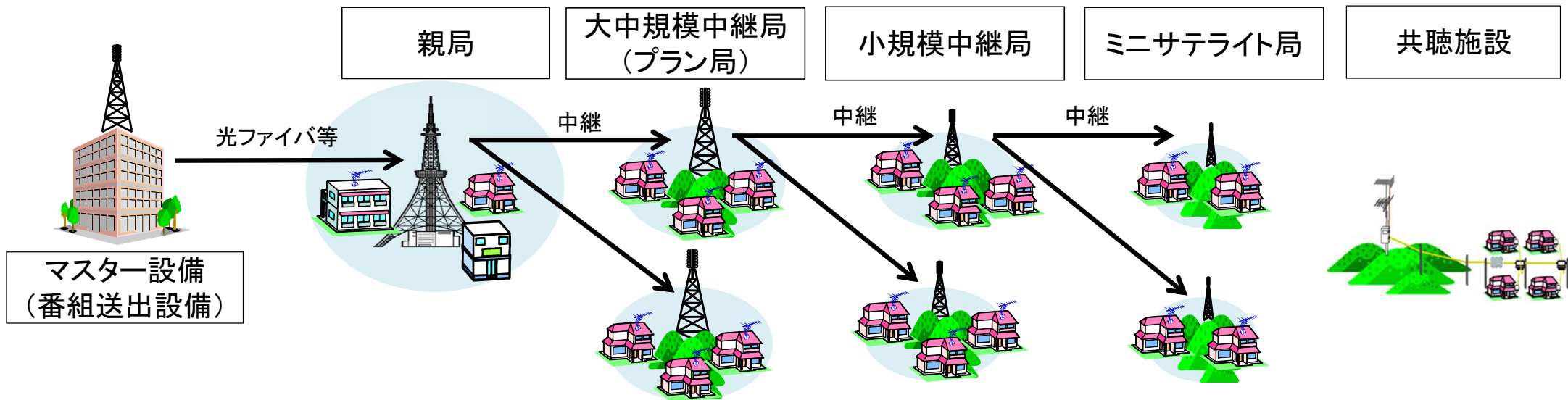
ミニサテ全景



ミニサテ用送信機



- 親局や大規模局等の電波が遮蔽されている山間部などの小さな集落をカバー
- 全国558局
- うち85%はNHK・民放が共同で設置(図中緑色部分が共用設備)
- 世帯数: 数十から数百世帯 (平均540世帯程度)
- エリア世帯数の減少に伴い、世帯当たりのコスト上昇が懸念
- 地デジ開始から15年以上が経過し、整備時と同じ設備の製造が困難に
- 全国に点在する送信設備の保守管理に必要な人材の確保も課題



全国局数	約200局	約1,400局	約7,300局	約3,300局	約15,000施設※1 (NHK共聴+自主共聴) 約90施設※2 (自治体ケーブル)
うち、NHK分 (総合+教育)	45局	472局	2,699局	1,183局	約5,300施設 (NHK共聴)

注 2021年10月時点(局数は、免許数でカウント)

※1 有線電気通信法に基づく届出数から推定。

※2 地域情報通信基盤整備推進交付金 (ICT交付金) を活用して地デジ難視聴対策を実施した自治体運営のもの。

【基幹放送局の分類】

- 親局： 放送対象地域ごとの放送系のうち最も中心的な機能を果たす基幹放送局であつて、基幹放送用周波数使用計画の表(注：第5表)に掲げる親局(放送法施行規則第103条第1号)。
- プラン局： 親局以外の基幹放送局のうち、基幹放送用周波数使用計画の表(注：第5表)に掲げる中継局(放送法施行規則第103条第2号)。
- その他の中継局： 親局及びプラン局以外の基幹放送局(放送法施行規則第103条第3号)。「空中線電力が小さく、又はその周波数の使用状況からみてあらかじめ特定の周波数を定めておくことが適当でない次に掲げる中継局」として、「テレビジョン放送(地上系)を行う3W以下の中継局」が規定(基幹放送用周波数使用計画 第1総則 4(5))。
- ミニサテライト局： 「その他の中継局」のうち、空中線電力0.05W以下のもの(無線設備規則第十四条第二項及び別表第一号注二十一ただし書の規定に基づく総務大臣が別に告示する地上基幹放送局の送信設備及びその技術的条件)。